

国民健康保険税の軽減措置に係る軽減基準額の改正について

1 改正の理由（国民健康保険税条例の改正）

国民健康保険税においては、軽減判定所得（注1）が基準額以下の場合、税額のうち平等割額及び均等割額を該当する区分に応じた軽減割合で軽減する措置を講じているが、平成30年度税制改正（注2）による個人所得課税の見直し（給与所得控除等の10万円引き下げ、基礎控除額の10万円引き上げ）の影響によって負担の増加する世帯が生じないよう、当該基準額を改正するもの。

注1）世帯主、国保被保険者及び特定同一世帯所属者（国保被保険者から後期被保険者に移行した者）の前年の総所得金額等

注2）平成30年度の税制改正は、令和3年度からの国民健康保険税に適用される。なお、この税制改正による本市の国保財政への影響額は、62,938千円減の見込み

2 改正の内容

国民健康保険税の軽減措置に係る軽減基準額について、基礎控除額相当分を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者等が2人以上いる世帯については、当該給与所得者等の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

3 施行期日

公布の日

国民健康保険税の軽減措置に係る軽減基準額の改正（前橋市国民健康保険税条例 第12条 及び 附則）

基礎控除額の引き上げに伴い、基準額の算定における基礎控除額相当分を、現行の33万円から43万円に引き上げるもの

給与所得者等を含む世帯は、給与所得控除等の引き下げによって軽減判定所得が引き上がるが、その分基準額も引き上げることで、従前の軽減区分が適用されるようにするもの（基準額に給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える）

【現行】	7割軽減基準額	=	基礎控除額（33万円）		
	5割軽減基準額	=	基礎控除額（33万円）	+ 28.5万円 × 被保険者数（※1）	
	2割軽減基準額	=	基礎控除額（33万円）	+ 52万円 × 被保険者数（※1）	
【改正後】	7割軽減基準額	=	基礎控除額（43万円）		+ 10万円 × （給与所得者等の数（※2） - 1）
	5割軽減基準額	=	基礎控除額（43万円）	+ 28.5万円 × 被保険者数（※1）	+ 10万円 × （給与所得者等の数（※2） - 1）
	2割軽減基準額	=	基礎控除額（43万円）	+ 52万円 × 被保険者数（※1）	+ 10万円 × （給与所得者等の数（※2） - 1）

※1 国保被保険者及び特定同一世帯所属者の数

※2 世帯主、国保被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、給与収入55万円超、65歳未満で年金受給額60万円超又は65歳以上で年金受給額125万円超の者

4 法令上等の規定

地方税法

第 703 条の 5 (一部抜粋)

総所得金額及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

地方税法施行令 改正済み (令和 3 年 1 月 1 日施行)

第 56 条の 89 2 二 (一部抜粋)

改正後 (改正済)	改正前
イ 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が <u>4 3 万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額)</u> を超えない世帯 1 0 分の 7	イ 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 3 3 万円を超えない世帯 1 0 分の 7
ロ 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が <u>4 3 万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額)</u> に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同	ロ 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 3 3 万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に 2 8 万 5 千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯 (イに掲げる世帯を除く。) 1 0 分の 5

一世帯所属者の数の合計数に28万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。） **10分の5**

ハ 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に52万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。） **10分の2**

ハ 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に52万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。） **10分の2**

前橋市国民健康保険税条例 今回改正

第 1 2 条 (一部抜粋)

次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

改 正 後	改 正 前
<p>(1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が <u>43 万円</u> (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える</p>	<p>(1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が <u>33 万円</u> を超えない世帯に係る納税義務者</p>

者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(次項から附則第8項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第8項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第12条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(次項から附則第8項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第8項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第12条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

モデルケース

【給与所得】

(単位：円)

賦課年度	軽減判定所得				2割軽減基準額	法定軽減	課税所得 (軽減判定所得-基礎控除)		
	被保険者A	被保険者B	合計				被保険者A	被保険者B	合計
令和2年度	800,000	500,000	1,300,000	<	1,370,000 (33万+52万×2人)	2割軽減	470,000	170,000	640,000
令和3年度	900,000	600,000	1,500,000	<	1,570,000 (43万+52万×2人+10万×(2-1)人)	2割軽減	470,000	170,000	640,000

①
②
③

令和2年度と令和3年度とで、給与収入額が変わらない場合、令和3年度は、給与所得控除額が10万円引き下がることから、軽減判定所得額が10万円引き上がる(①)が、軽減基準額もその分引き上がる(②)ため、法定軽減区分は変わらない。

一方で、基礎控除額が33万円から43万円に10万円引き上がるため、課税所得額は令和2年度と同額となる(③)。法定軽減割合及び課税所得額が変わらないため、年税額は同額となる。

【事業所得】

(単位：円)

賦課年度	軽減判定所得				2割軽減基準額	法定軽減	課税所得 (軽減判定所得-基礎控除)		
	被保険者C	被保険者D	合計				被保険者C	被保険者D	合計
令和2年度	800,000	600,000	1,400,000	>	1,370,000 (33万+52万×2人)	軽減なし	470,000	270,000	740,000
令和3年度	800,000	600,000	1,400,000	<	1,470,000 (43万+52万×2人+10万×0人)	2割軽減	370,000	170,000	540,000

④
⑤

令和2年度と令和3年度とで、事業所得額が変わらない場合、令和3年度は、軽減基準額が10万円引き上がる(④)ため、法定軽減に該当しやすくなる。また、基礎控除額が33万円から43万円に10万円引き上がるため、課税所得額はその分引き下がる(⑤)。法定軽減割合及び課税所得額が変わるため、次のとおり年税額が引き下がる。

【医療分】

(単位：円)

賦課年度	平等割	均等割	所得割	合計
令和2年度	16,800	49,200 (24,600×2人)	50,320 (740,000×6.8%)	116,300
令和3年度	13,440	39,360	36,720 (540,000×6.8%)	89,500
			差 額	-26,800

【支援分】

(単位：円)

賦課年度	均等割	所得割	合計
令和2年度	26,400 (13,200×2人)	18,500 (740,000×2.5%)	44,900
令和3年度	21,120	13,500 (540,000×2.5%)	34,600
		差 額	-10,300

【介護分】

(単位：円)

賦課年度	均等割	所得割	合計	総計(年税額)
令和2年度	31,200 (15,600×2人)	18,500 (740,000×2.5%)	49,700	210,900
令和3年度	24,960	13,500 (540,000×2.5%)	38,400	162,500
		差 額	-11,300	-48,400

※ 合計は、100円未満切捨て。

※ 令和2年度の平等割及び均等割は、2割軽減。

平成30年度税制改正による国保被保険者の所得等への影響(概観)

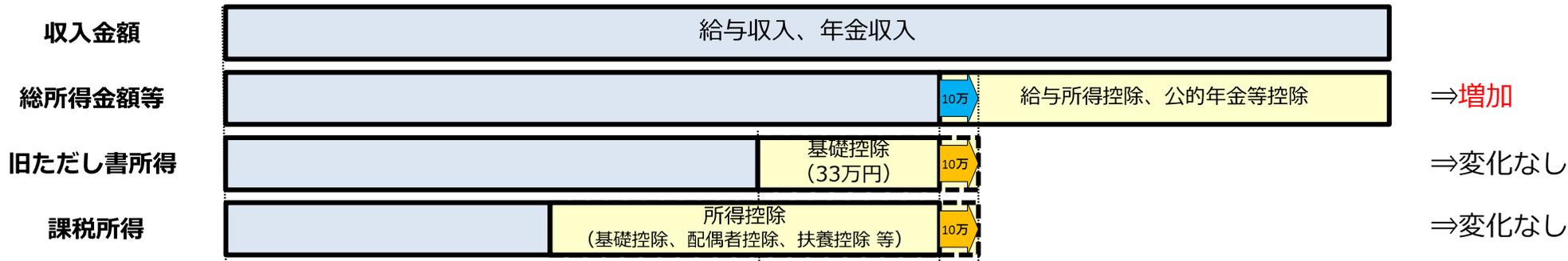
- 平成30年度税制改正により、給与所得控除・公的年金等控除（以下「給与所得控除等」という。）が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられる。
 ※ 高額所得者については、給与所得控除等の引下げ影響が更に大きくなる（課税所得が大きくなる）仕組みが設けられる。
- 国保制度においては、地方税法の規定を引用している部分があるため、特段の措置を講じない場合、国保被保険者の属性により、保険料の軽減判定に用いる「総所得金額等」や、所得割の算定に用いる「旧ただし書所得」等が影響を受けることとなる。

<税制改正による所得等への影響(概観)>

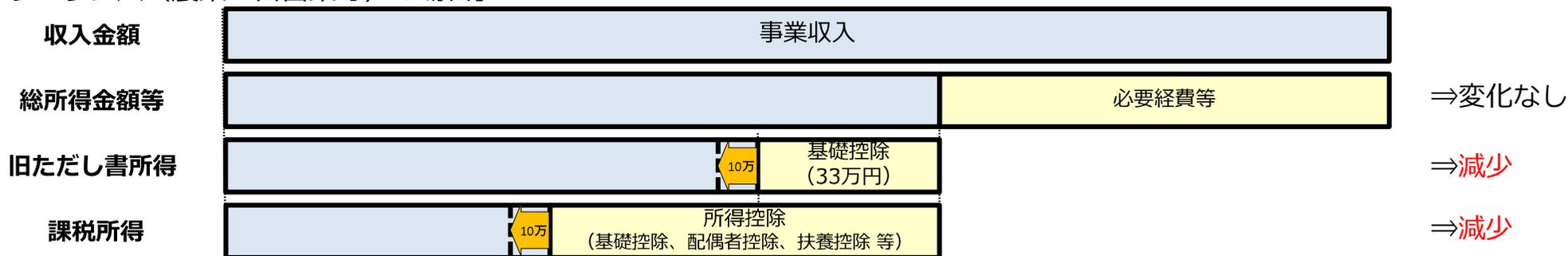
	給与・年金所得世帯	フリーランス（農業・自営業等）
収入金額	変化なし	変化なし
総所得金額等	増加 (∵給与所得控除等↓)	変化なし
旧ただし書所得	変化なし(※) (∵給与所得控除等↓、基礎控除増額↑)	減少 (∵基礎控除増額↑)
課税所得	変化なし(※) (∵給与所得控除等↓、基礎控除増額↑)	減少 (∵基礎控除増額↑)

※高額所得者は給与所得控除等減額>基礎控除増額となるため「増加」する。

【給与・年金所得世帯の場合】



【フリーランス（農業・自営業等）の場合】



平成30年度税制改正に伴う国民健康保険制度の見直し①

改正の内容は現時点の予定

保険料軽減判定基準額に係る見直し

- 国民健康保険においては、低所得世帯に対する国民健康保険の保険料の負担を軽減するため、世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の総所得金額等が一定額以下の場合に、保険料のうち応益割(均等割額及び世帯別平等割額)に係る部分について、その額の7割、5割又は2割を軽減する措置を講じている。
- 一定の給与所得者等が2人以上いる世帯については、平成30年度税制改正後、当人の担税力に変化がない場合でも、保険料(保険税を含む。以下同じ。)軽減措置に該当しなくなる場合があることから、その影響を遮断するため、軽減判定基準において、軽減判定所得の算定時における基礎控除額相当分の基準額を43万円(現行：33万円)に引き上げるとともに、10万円に、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数を乗じて得た金額を加えることとする。(国保令第29条の7第5項関係)

【現行】

7割軽減基準額：基礎控除額(33万円)

5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 28.5万円 × (被保険者数(※2))

2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 52万円 × (被保険者数(※2))

【改正後】

7割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数(※1) - 1) × 10万円

5割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数(※1) - 1) × 10万円
+ 28.5万円 × (被保険者数(※2))

2割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数(※1) - 1) × 10万円
+ 52万円 × (被保険者数(※2))

- ※1 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等に係る所得を有する者(公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上)) (★)
- ★ 公的年金等に係る特別控除(15万円)後は110万円⇒125万円となるよう読み替え。なお、給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれない。
- ※2 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

(注) 上記の改正は、令和3年度分以後の国民健康保険料(税)について適用。

- 特例対象被保険者(非自発的失業者)の属する世帯に係る高額療養費・高額介護合算療養費算定基準における2割軽減基準についても、同様の見直しを行う。(国保令第29条の3第10項、第29条の4の3第6項関係)

【現行】低所得世帯の取扱い

2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 52万円 × (被保険者数)

【改正後】低所得世帯の取扱い

2割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数(※1) - 1) × 10万円
+ 52万円 × (被保険者数(※2))

(注) 上記の改正は、令和3年度8月療養分以後の高額療養費・高額介護合算療養費について適用。